

別記 6

高齢者支援課所有ワゴン車使用貸借契約書（案）

宇土市（以下「貸主」という。）と_____（以下「借主」という。）は、高齢者支援課所有ワゴン車（以下「本件ワゴン車」という。）の使用貸借に関して次のとおり契約を締結する。

（貸借車両）

第1条 貸主は、借主に対し本件ワゴン車を貸与し、借主はこれを借受ける。

2 本件ワゴン車の概要は次のとおりとする。

車名	トヨタ ハイエース
登録番号	熊本 301 に 916
初度登録年月	平成 30 年 3 月
車台番号	TRH214-0051908

（使用目的）

第2条 前条に規定する本件ワゴン車は借主において西部老人福祉センターを利用する者の送迎用に使用するものとし、この目的以外に使用してはならない。

（使用料）

第3条 使用料は無償とする。

（法令遵守業務）

第4条 借主は、本件ワゴン車を使用するにあたり、法令の定めるところに従って安全運転に努めなければならない。

（使用期間）

第5条 本件ワゴン車の使用貸借期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

（費用の負担）

第6条 貸主の本件ワゴン車運行に伴う費用負担は次のとおりとする。

- (1) 借主の責によらない事由による本件ワゴン車の修繕費
- (2) 車両検査料（自動車税、車両検査時の法定費用及び自賠責保険料等を含む。）

2 借主の本件ワゴン車運行に伴う費用負担は次のとおりとする。

- (1) 運行に係る燃料費
- (2) 運行に係る人件費
- (3) 借主を契約者とする自動車保険（任意保険）料

（基本運行時間）

第7条 基本運行時間は、次のとおりとする。

- (1) 基本運行日 西部老人福祉センターの開館日
- (2) 基本運行時間 午前9時から午後5時まで

(運行管理)

第8条 借主は、本件ワゴン車を運行する際は、次の各号に掲げる事項を把握しておくものとする。

- (1) 運行状況
- (2) 運行ルート
- (3) 乗車人員

(時間外使用)

第9条 基本運行日及び基本運行時間外の本件ワゴン車使用については、使用目的の範囲内で借主の責任において運行を行うことができる。

(善管注意義務)

第10条 借主は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 善良なる管理者に注意、義務をもって保管使用すること。
- (2) 本件ワゴン車を他人に貸与又は使用させないこと。
- (3) 貸主の承諾なく自動車の原型を変更し、登録標板、商号、証明符号を除去、抹消変更又は撤去しないこと。
- (4) 本件ワゴン車の美化清掃に努めること。

(管理状況の報告)

第11条 借主は、本件ワゴン車の管理状況について、所定の業務管理日報を作成し、貸主に翌月の10日までに報告するものとする。

(事故等の報告及び処理)

第12条 借主は、本件ワゴン車の運行中に事故等が生じたときは、すみやかにその旨を貸主に報告するものとする。

- 2 借主は、本件ワゴン車の運行によって第三者に損害を与えた場合、借主の法的責任の有無に関わらず、損害を被った第三者に対して誠実に対応し解決にあたるものとする。

(使用の制限)

第13条 貸主は、市の実施する行事等のために本件ワゴン車を使用しようとするときは、借主の使用を制限することができる。ただし、この場合においては、予め借主の了解を得なければならない。

(ワゴン車の保管等)

第14条 本件ワゴン車の保管場所及び保管方法は、貸主借主協議のうえ決定するものとする。

(契約の解除)

第15条 貸主は、借主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

(1) 借主が正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

(2) 借主が本契約の履行について不正行為をしたとき。

2 貸主は、本件ワゴン車の故障により車両が廃車となるときは、本契約を解除することができる。

3 本契約が解除となったときに借主に損害が発生したとしても、貸主は責任を負わない。

(疑義の解決)

第16条 本契約の条項につき解釈上疑義を生じた事項及び本契約に定めのない事項については、貸主借主協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、貸主借主記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和○年○月○日

貸主 住 所 宇土市浦田町5-1
団体名 宇土市
代表者 宇土市長 元松 茂樹

借主 住 所
団体名
代表者